

広島西地域医療構想調整会議病院部会設置要綱（改正案）

（設置）

第1条 広島西地域医療構想調整会議設置要綱第7条の規定に基づき，広島西地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）に病院部会（以下「部会」という。）を設置する。

（目的及び協議事項）

第2条 部会は，次の事項を協議し，調整会議へ報告することを目的とする。

- （1）病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項
- （2）回復期機能を充実させるための円滑な病床機能の転換に関する事項（広島県地域医療介護総合確保基金を活用した，病床機能の転換に係る事前協議を含む。）
- （3）慢性期機能の病床から新類型（介護保険法による介護医療院）等への転換に関する事項
- （4）病床の機能区分別の病院名に関する事項
- （5）その他部会の目的達成に必要な事項

（構成）

第3条 部会は，広島西二次保健医療圏域内に所在する別表の機関（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

（運営）

第4条 部会長及び副部会長の選任方法等は，次のとおりとする。

- （1）部会には部会長1名，副部会長1名を置く。
- （2）部会長及び副部会長は，委員の互選で選任する。

（会議）

第5条 部会は，部会長が招集し，主宰する。

- 2 副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故があるときは，副部会長がその職務を代理する。
- 3 部会長が議事に関し直接の利害関係者となる場合の当該議事に関する副部会長の職務代理は，前項の規定を準用する。
- 4 部会長は，部会委員の代理を認めることができる。
- 5 部会長は，必要に応じて，病院部会に部会委員以外の者の出席を求め，説明若しくは意見を聴くことができる。

（事務局）

第6条 部会の事務局は西部保健所に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか，部会の運営に関し必要な事項は，部会長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月 日から施行する。

別表

広島西地域医療構想調整会議 病院部会構成機関

区 分	機 関 名
公的病院等	厚生連広島総合病院
	広島西医療センター
民間病院	阿品土谷病院
	アマノリハビリテーション病院
	大野浦病院
	敬愛病院
	佐伯中央病院
	重症児・者福祉医療施設 原
	廿日市記念病院
	廿日市野村病院
	メープルヒル病院
	やまと病院
<u>地区医師会</u>	<u>大竹市医師会</u>
	<u>佐伯地区医師会</u>
<u>行 政</u>	<u>大竹市</u>
	<u>廿日市市</u>

※五十音順（区分別）